企業が理解すべき 個人情報保護法の意味と とるべき対応

大治士百 15MS主任審査員 / 日本弁護士連合会コンピュータ委員会副委員長 / 弁護士

個人情報保護法が内在する意味を企業はどのように理解し、受け止めるべきか。 電子ネットワークのセキュリティと企業防衛を専門とし、

日本弁護士連合会コンピュータ委員会副委員長を務める弁護士の稲垣隆一氏に持論を展開していただいた。

民間企業にとってのリスク

まず、個人情報の保護をめぐる状況認識についてうかがいたいと思います。

稲垣 現実、法文化、情報セキュリティ技術、それらすべてが大きく変化し、その動きが国民一般の意識に浸透しつつある。今はそのような変化の時期にあるのだと理解しています。

現実において、ネットワークが社会に、広く、深く浸透しており、ユビキタス社会 の実現が目前に迫っています。そこでは、セキュアな状態が確保されていなければ、私が私でなくなる脅威が存在する。既にそれは、なりすましや架空請求といったかたちで現れ出した。そのような状況の中、「個人情報の保護に関する法律(以下、個人情報保護法)」が成立しました。これをもって、日本で初めて民間企業に一般的に適用される法律上の義務として情報セキュリティの確保が規定されたわけですが、何より重要なことは、それが、個人情報のとらえ方の枠

1 ユビキタス社会: いつでもどこでも、利用者が意識せずとも、情報通信技術を活用できる環境が実現されている社会のこと。

組みそのものが変わった、との宣言であったことです。旧来の個人情報の議論といえば、その情報がプライバシーとしてどれほどの価値があるのかということが焦点でした。住基ネットの議論に際しても、氏名、生年月日、性別、住所の「住基4情報」は果たしてそれほど厚く保護すべき対象なのか、という論争があった。氏名は公開情報ではないか。性別など見れば分かるではないか、と。これらのことからも分かるように、伝統的に、公開性、非公開性が保護の対象か否かの重要な判断基準とされていた。と

重要な判断基準とされていた。ところが今回の法律は、それを一蹴して個人の特定情報や属性情報といった公開された情報も保護の対象する価値がある。なぜならマッチングのキーになるから、とするわ

けです。

その個人情報保護法は 企業にどのようなリスクをもた らすのでしょうか。

稲垣 個人情報保護関連 5法²は、直接の法律上の 効果としてリーガルリスクを発生させるものではありません。しかし、個人情報保護法には、損害賠償や差止請求といった民法上の効果の根拠になるとは書かれていませんから、企業にとってのリスクは、民法なり商法なりの規定を通じて具体化されることになります。ただ、この立法がリーガルリスクなり経営上のリスクなりを確実に高めることは紛れもない



真実です。かつて、個人情報の保護は 限られた人の限られた主張と受け取ら れていましたが、今回、保護の内容が具 体的なかたちで国民一般に示されまし た。企業にとっては、安全管理のための 諸々の義務が課せられ、規範内容が設 けられ、リーガルリスクは、それらがなか った時代とは比較にならないほど高まっ ています。企業はそのリスクに鈍感であ ってはなりません。一連の不祥事で、顧 客情報の流出のお詫びとして500円分 の商品券を配る企業があり、住民基本 台帳のデータが外部に漏れた京都府宇 治市のケース 3でも、慰謝料額(の下限) は1万円でした。それを先例と見なし、高 を括るのはとんでもない誤りです。いず れのケースでも具体的被害は生じてい ませんが、今後、精神的被害が認定され れば、そのような金額で収まらないことは 明らかです。特に信用情報、医療、介 護、投薬歴、教育などのセンシティブな情 報にまつわる紛争なら、相当高額の賠償 を覚悟しなければなりません。さらに、情 報漏洩にからみ、そのうちの一人が刑事 事件の被害者になれば、企業は、悪いの は刑事事件の加害者だ、と言い逃れる ことはとても無理でしょう。

そもそも企業は、個人情報保護をめぐり、法廷で争うことはできないと知るべきです。極めて稀なケース、つまり被害者と称する者の主張にまるで理がない。争うこと自体に社会的な価値があり、社会が支持する。そういったケースでもない限り、まともな企業はまず争えません。何しろ争点は人格的利益です。企業が個人に対して、お前の人格はこのように扱う、と主張する。しかも、社会から見て両論争うような案件について、最高裁まで何年間もかけて徹底的に争うのか。その間、延々と、われわれはそのような企業だ、と宣伝し続けるのか。逆に言えば、そ

れだけの広報的価値を見出だせる案件 でしか争えないということです。企業は、 個々人を差別なく扱うこと、社会的責任を 果たすことが求められる時代になってい ることを考えればなおさらのことです。ビ ジネスモデルとしても、CRM(Customer Relationship Management) 4のように 一対一の関係を大事にするのが本来の 企業のあり方だ、という認識が社会に広 がっています。その中で、個人情報をめ ぐる訴訟を起こされ、あの会社は人格を 大切にしない、となれば、大衆資金を集 める年金基金などは投資を控えるかもし れない。また、個人情報の保護が、コンプ ライアンスの問題と見なされるようになっ ていることにも留意していただきたい。 株式市場からの眼差しが強くなれば、個 人情報に関する過ちは、株主の議決権 行使にも影響を与え、選改任議案が通 らなくなったり、報酬基準を減額する基 準をつくれ、といった動きにつながったり することも十分考えられます。

株主代表訴訟の可能性も想定すべきでしょうか。

稲垣 怖いところは、個人情報保護法に主務大臣の関与が規定されている点です。勧告や命令があったとき、適切な行動をとらなかったとなれば、株主代表訴訟が現実になる可能性があると言えます。監督権の行使がある中での違法行為ならば論を待ちません。

情報セキュリティの限界性

日本的雇用慣行の変質、雇用の 流動化といった環境変化もリスクを高め るのでは。

稲垣 指摘されるように、そのような変化は忠誠心といった従業者のメンタリティに影響を与えているのでしょう。また、現実的利益としてキャリア形成ということも

あります。わが社への貢献か、正義の実現か。戦国武将さながら、自分のキャリアにいっそう貢献するのはいずれか秤にかける。そして、滅私奉公で証拠湮滅を図るより、正々堂々と内部告発をして、事件発覚の端緒をつくったのは自分だとカミングアウトする。そのような行動により高い価値を見出だす従業者が増えているのではないかと思われます。

「個人情報の保護に関する基本 方針(以下、基本方針)」も指摘するとこ ろですが、アウトソーシングの進展など、 経営手法の変化によって個人データの コントロールが難しくなっているようです。 稲垣 つまり、インターネットとよく似た状 況が企業社会に出現しているということ です。インターネットの世界は、誰が管理 者なのかは定かでありません。その本質 は、参加者の協働による効率性の追及 であり、利益の調和です。そして、企業 のワークフローもそれに類似したかたち に変質しつつあります。一本化されてい た管理権限のピラミッドが崩れ、雇用形 態が多様化し、あるいは分社化が進み、 独立した個々が納得した上で協働する かたちになっている。そのような状況が リスク管理をいっそう困難なものにして います。

この変化は、おそらく情報セキュリティのあり方にも影響を及ぼします。管理者不在のネットワークにおけるセキュリティのために大事なのは、個々の参加者の意思であり、その自由な働きを保証する自己表明と立証、そして責任です。まず、ネットワークへの参加を希望する者が、私はこういう者であり、こういうことをしたい。セキュリティのレベルはこうです、と意思を明示する。それに対して、既にネットワークに参加している側が承諾を与える。リスクを承知した自己責任とアイデンティティの証明。その評価と合意。世の

² 個人情報保護関連5法: 個人情報の保護に関する法律(基本法) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、情報公開・個人情報保護審査会設置法、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、整備法)の5法。

^{3 1999}年5月、京都府宇治市の住民基本台帳データ約22万人分が漏洩した事

件。宇治市が当該データを利用した乳幼児検診システムの開発を企図し、 その開発業務を民間業者に委託したところ、再々委託先のアルパイト従業 員が当該データを不正にコピーして名簿業者に販売したケース。

⁴ CRM[Customer Relationship Management]: 顧客の購入・利用履歴だけでなく、苦情や意見なども含めた企業とのあらゆる接点における情報を統合管理する経営手法のこと

中に、そのような流れができつつあります。 情報セキュリティの仕組みであるISMS (Information Security Management System) *適合性評価制度や情報セキュ リティ監査制度 *も同じ思想的基盤を持 つものです。それらが最近、注目され出 したのは、単なる流行ではなく、確実な 時代的根拠があるからではないか、私は そのように見ています。

民間企業はいかに対処すべきでしょうか。

稲垣 願いとしては、社会の隅々にまで データ保護のシステムが普及して、社会 がより安全になることですが、それが実 態を無視した言い方であることも承知し ています。ISMSや情報セキュリティ監 査、JISQ15001:1999 7などのコンプライ アンス・プログラム、各種のガイドライン、そ れらのシステムに実際に取り組むのは企 業です。当然、中には、そこまでの人手 と労力を掛けて守る価値はない、そのよ うな経営判断を下す経営者も当然いる でしょう。日本の株式会社のうち上場企 業は1,200社程度に過ぎません。株式公 開の大企業には、社会的な責務があり、 メリットもある。しかし、数としては閉鎖会 社の方が圧倒的に多く、コントロールより 業績だ、と言い張るオーナーがいれば、 その説得は一筋縄ではいきませんが、そ れでも、それぞれの会社には体力に応じ てできる限りのことをしていただきたいと 申し上げたい。方策を講じる上で単独 では無理なら、数社で共同するという方 法もあります。できることから取り掛かり、 次第に充実させるという発想でよいので す。セキュリティ監査制度もそのような発 想に基づくものです。総体としての評価 のISMSが難しい会社も、基準をつくり、監 査を実行できる。いわば松竹梅の梅コー スだけれど、体力に応じた責任を果たせ るという仕組みです。そこまで言っても、

なおメリットがない、という会社には、民民 関係であれこれ言ってもどうにもなりませ ん。そこから先は政治のマターでしょう。

消費者側の意識が低ければ、無 責任な企業を野放しにしてしまいます ね。

稲垣 かといって、鋭敏に反応し過ぎ て、右往左往して欲しくもありません。住 基ネットについて、片山虎之助総務大臣 (当時)は「セキュリティは万全を期して いるから大丈夫」と発言されました。霞 が関界隈では「万全を期す」とは「でき るだけのことをする」という意味かもしれ ませんが、社会には「大丈夫」というとこ ろを鵜呑みにする人が多かった。また、 意図的にそう喧伝する者もいた。しかし、 セキュリティ対策は想定され得る脅威に 対しては設計上の力を発揮するが、残 念ながら想定外の外力には無力です。 また、保証される安全はあくまで設計上 のもので、それが設計通りにつくられた ものか否かは蓋然性の問題となります。 つまり、万全の対策を講じても、理論上、 大丈夫ではないのです。そのような社会 的なコンセンサスが求められます。では、 やっても仕方がないではないか、という 声が上がるかもしれませんが、それは違 う。重要なことは責任をまっとうすること です。コストを負担し、人手を割き、リス クに理論的に立ち向かう企業があれば、 それに対する正当な評価が必要であり、 それは消費者の役割です。だからこそ、 企業は形式的な紛い物のシステムをつ くるべきではありません。下手をすれば 一種の湮滅工作です。情報開示の不手 際が会社の存亡を招く時代であり、情報 保護に関する浅薄な認識が命取りにつ ながりかねないことを、ぜひご理解いた だきたいと思います。

万全な対策がないとすれば、改 善が重要な意味を持ってくるということ でしょうか。

稲垣 その意味で、ISOのマネジメントシステムの論理の枠組みはよくできています。人間には限界があり、完全はないという前提から、改善を繰り返して高めていくことを求めるものであり、まず事実を見よ、というものです。そして、リスクを洗い出し、方針を決め、対処する。それは法律家がリスクを扱うときの論理の枠組みに実によく似ており、普遍的な考え方です。

事実を踏まえながら修正を積み 重ねていくと。

稲垣 さすがに狩猟民族の考えた仕組 みと言いますか、綿密に計画し、理詰め で追い詰める。少しでもよく、とにかく前 へ。ISMSにそのような雰囲気を感じま す。ただ、私には個人情報保護がセキュリ ティとは対称的なものに見えます。セキュ リティは、脅威を徹底的に洗い出すもの です。人の化けの皮を剥ぎ、切り刻んで 真実を見ようとする。あらゆる角度から 光を当て、細部まで知ろうとするデジタル 世界のものです。一方、そのようなことは 嫌だ、というレジスタンスがある。人間と は矛盾に満ちた存在であり、影の部分も ある。それを認めるべきだ。それが個人 情報保護の叫びです。そこにはアナログ 的というか、いい加減さを守ろうとする志 向がある。そして、その二つを同じ人が 同時に言っているところが興味深い。狩 猟民族も、やはり理詰めの世界だけに生 きるのは息苦しいのかもしれません。

データのオーナーは誰か

個人情報の有用性と保護のバランスについて、企業はどのように認識すべきでしょうか。

稲垣 かつて実業界には、ビジネスを阻止しない限度において個人情報の保護

- 6 情報セキュリティ監査制度: 昨年発表された、JIS×5080をベースとして情報資産へのセキュリティマネジメントを監査する制度。国、自治体での採用をはじめとして全国に広が3つつある。
- 7 JISQ15001:1999: 個人情報保護に関するコンプライアンズプログロムの要求 事項。全社的な計画、実施、監査、改善によって個人情報保護の実効性を高める。 プライバシーマークの準拠基準となっている。

⁵ ISMS[Information Security Management System]: 企業や組織が自身の情報セキュリティを確保・維持するために、技術対策のみならず、組織のマネジメントとして、ルール(セキュリティポリシー)に基づいたセキュリティレベルの設定やリスクアセスメントの実施などを継続的に運用する枠組みのこと。ISMSをその組織が保持しているかどうかを第三者が認定する「ISMS適合性評価制度」が、2002年4月1日から運用が開始された。

を図っていく、という意識がありましたが、 今年4月、基本方針が示されたとき、それ がもろくも崩れ去りました。この法は、保 護と利用の両方に目を配り、調整を図ろ うというものですが、その方法論は個人 情報の保護に万全を期すことこそが重 要で、天秤ではなく個人情報保護の底 上げによれ、と明言しているわけです。 私もこれは妥当な見解だと思います。そ のような視点で改めて法の条文を読み 返せば、利用に対して圧倒的に劣位に ある保護の地位を回復することで対等 化を図る、という立法者の意図を読み取 れるはずです。最近、識者の方々が法 の解説書などで同様の認識を示されて います。これは単純な比較衡量ではな い。おとしめられた個人の地位を回復し て対等化を図るものである、そのような 論陣を張られているのを知り、私も意を 強くしました。

その思想は、現実の企業社会に 十分理解されているとお考えですか。 稲垣 残念ながら、未だに法の「企業に 重大な影響を与える場合」といった例外 規定に安易に飛び付こうとする企業人 が多い。それはなぜか。この法律の本 当の恐ろしさが分かっていないためです。 個人情報保護法は、データのオーナーは 誰かという根本的な認識に変更を迫る 意味において、とてつもなく重大な法律 です。この法がコントロールの対象とす るのは個人データであり、それは会社が コストと時間をかけてつくり上げたもの です。保護法前夜、会社はプログラマー を雇い、情報を加工しているのですか ら、個人データのオーナーは会社だ、と 考えるのが常識だった。ところが、その データをネットワークで回す時代になっ た途端、情報主体の側から、そんな使い 方はけしからん、オーナーは私だ、という 反応が出てきた。そして、法もそれを是



認した。それが法律の権利者対応の規 定に現れています。会社にすれば、具体 的な脅威もないのに、利用目的を公表し ろ、間違っている、直せ、使うな、なぜあ れこれ言われるのか、と困惑するかもし れません。事態を理解するには、データ も情報主体たる本人がオーナーだ、とい う認識が必要です。そう考えて初めて、 この法律を読み解けます。別の言い方 をすれば、システム構築の現場にいる弁 護士としては、そのように見なければ、や り遂げるエネルギーが沸きません。ある 石油会社と仕事をしたときのこと、全世 界で数何千万枚ものカードを発行してい るという。全員に通知するコストの総額 を耳にしたときは、さすがに私も怯みそ うになりました。例外的保護という考えで は、その負担は到底承服し難いというこ とになるでしょう。それでも、オーナーが 誰かを勘違いして、例外に寄り掛かるこ との恐ろしさを、ぜひご理解いただきた L1

通信の秘密やインターネットにおける匿名性などの議論が熱を帯びており、法律家の活躍が望まれていると思われます。

稲垣 法律家が前面に出る社会は発

展途上国、という言い方もありますが、ことITについては世界中が発展途上にあるわけです。法律家の仕事は、正義や公平などそれ自体は実利に結び付かないことを扱い、それをもって社会にクサビを打ち込むことです。であれば、実体に一歩遅れて出番が来て当然であり、むしろ望ましいかたちなのでしょう。確かに法律家の活動領域が広がっており、積極的関与が求められます。辛いのは、あまたの法律家に、ITの特性への拒絶反応からの脱却が第一歩だ、と説かなければならないことです。

ISMS主任審査員

日本弁護士連合会コンピュータ委員会副委員長/弁護士稲垣隆一(いながきりゅういち)

早稲田大学法学部卒業、東京地方検察庁検事等を経て、1990年第二東京弁護士会弁護士登録。法務省法制審議会刑事法部会幹事(サイバー犯罪関連)総務省地方自治体における情報セキュリティ監査の在り方に関する調査研究会委員、経済産業省情報セキュリティ監査研究会委員、警察庁総合セキュリティ対策会議委員・警察大学校講師、JIPDECシステム監査基準検討委員会委員等を歴任。主な著書に、『持株制度の運用と実務』(新日本法規出版・1998)『株主対策実務ハンドブック』(第一法規・2003)『個人情報保護法と企業対応』(清文社・2003)ほか多数。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com

